

(子育てパッケージ)

第六条 子育てパッケージに係る権限移譲対象事務は、次の表の上欄に掲げる事務その他の事務で同表の下欄に掲げる表に定める事務とする。

二	有料老人ホームの設置の届出の受理	別表第十九
三	指定居宅サービス事業者の指定	別表第二十
四	指定居宅介護支援事業者の指定	別表第二十一
五	高齢者向け優良賃貸住宅の供給計画の認定	別表第二十二

(衛生パッケージ)

第七条 衛生パッケージに係る権限移譲対象事務は、次の表の上欄に掲げる事務その他の事務で同表の下欄に掲げる表に定める事務とする。

一	妊産婦に対する助産の実施及び母子保護の実施	別表第二十三
二	児童扶養手当の認定	別表第二十四
三	特別児童扶養手当の認定	別表第二十五
四	低体重児の届出の受理	別表第二十六
五	未熟児の保護者に対する訪問指導	別表第二十七
六	児童福祉施設(保育所に限る。)の設置の認可	別表第二十八
七	第二種社会福祉事業を行う社会福祉法人(保育所を営営する事業のみを行う者に限る。)の設立の認可	別表第二十九
八	私立の幼稚園の設置廃止等の認可	別表第三十
九	学校法人(私立の幼稚園の設置を目的として設立されるものに限る。)の設立の認可	別表第三十一

一	墓地等の経営の許可	別表第三十二
---	-----------	--------

第八条 農林水産業パッケージに係る権限移譲対象事務は、次の表の上欄に掲げる事務その他の事務で同表の下欄に掲げる表に定める事務とする。

(農林水産業パッケージ)

二	興行場の経営の許可	別表第三十三
三	旅館業の経営の許可	別表第三十四
四	公衆浴場の経営の許可	別表第三十五
五	クリーニング所の開設の届出の受理	別表第三十六
六	理容所の開設の届出の受理	別表第三十七
七	美容所の開設の届出の受理	別表第三十八
八	畜舎及び家きん舎における動物の飼養等の許可	別表第三十九
九	専用水道布設工事の設計の確認	別表第四十
十	簡易専用水道の改善の指示	別表第四十一
十一	興行場、百貨店等の特定建築物の届出の受理	別表第四十二
十二	浄化槽の設置の届出の受理	別表第四十三
十三	小規模水道事業の経営の認可	別表第四十四
十四	係留されていない犬の捕獲及び抑留	別表第四十五
一	土地改良区の農業用排水施設の管理規程の認可	別表第四十六
二	農業協同組合等の交換分合計画の認可	別表第四十七

九	危険物を積載した船舶に対する停泊等の場所の指示	別表第五十四
八	鳥獣の捕獲等の許可	別表第五十三
七	分収林契約の募集等の届出の受理	別表第五十二
六	農用地区域内における開発行為の許可	別表第五十一
五	農地又は採草放牧地の賃貸借の解約等の許可	別表第五十
四	農地の転用の許可(同一の事業の目的に供するための二ヘクタールを超える農地の転用に係るものを除く。)	別表第四十九
三	農用地の形質の変更の許可	別表第四十八

(商工業パッケージ)

第九条 商工業パッケージに係る権限移譲対象事務は、次の表の上欄に掲げる事務その他の事務で同表の下欄に掲げる表に定める事務とする。

一	大規模小売店舗の新設の届出の受理	別表第五十五
二	工場立地に係る特定工場の新設の届出の受理	別表第五十六
三	採石業者の登録	別表第五十七
四	岩石の採取計画の認可	別表第五十八
五	砂利の採取計画の認可	別表第五十九

(まちづくりパッケージ)

第十条 まちづくりパッケージに係る権限移譲対象事務は、次の表の上欄に掲げる事務その他の事務で同表の下欄に掲げる表に定める事務とする。

一	市町村の区域内に新たに生じた土地の確認の届出の受理	別表第六十
---	---------------------------	-------

第十一条 安全安心パッケージに係る権限移譲対象事務は、次の表の上欄に掲げる事務その他の事務で同表の下欄に掲げる表に定める事務とする。

(安全安心パッケージ)

一	一般粉じん発生施設の設置の届出の受理	別表第七十三
二	特定工場等の騒音規制地域の指定	別表第七十四
三	悪臭原因物の排出規制地域の指定	別表第七十五

二	市町村の区域内の町及び字の区域の変更等の届出の受理	別表第六十一
三	自然公園の公園事業の執行の認可	別表第六十二
四	市町村道等である国有財産の調査等のための他人の土地への立入り	別表第六十三
五	土地区画整理事業の施行地区内における建築行為等の許可	別表第六十四
六	土地の譲渡に係る事業所得等の課税の特例等に係る優良宅地の認定	別表第六十五
七	都市計画区域内における路外駐車場の設置等の届出の受理	別表第六十六
八	都市計画区域内における開発行為の許可	別表第六十七
九	都市計画施設の区域内における建築物の建築の許可	別表第六十八
十	都市計画区域内の土地の譲渡等に係る届出の受理	別表第六十九
十一	土地に関する権利の移転及び設定後における利用目的等の届出の受理	別表第七十
十二	特定優良賃貸住宅の供給計画の認定	別表第七十一
十三	風致地区内における行為の許可	別表第七十二

四	一般粉じん発生施設を設置する特定工場における公害防止統括者の選任の届出の受理	別表第七十六
五	振動規制地域の指定	別表第七十七
六	指定ばい煙発生施設の設置の届出の受理	別表第七十八
七	液化石油ガス設備工事の届出の受理	別表第七十九
八	特定液化石油ガス設備工事の事業の届出の受理	別表第八十
九	地すべり防止区域内における行為の許可	別表第八十一
十	急傾斜地崩壊危険区域内における行為の許可	別表第八十二
十一	土砂災害特別警戒区域内における特定開発行為の許可	別表第八十三
十二	砂防設備の占用等の許可	別表第八十四

(権限移譲の手續)

第十二条 知事は、権限移譲対象事務を市町村が処理することについて、パッケージごとに、別表に定める市町村の長に協議しなければならない。

2 前項の規定による協議を受けた市町村の長が、権限移譲対象事務を処理することについて同意したときは、当該権限移譲対象事務は、当該市町村が処理することとする。

3 前項の規定による同意は、一のパッケージごと又は一の別表ごとに行うものとする。

4 知事は、第二項の規定により市町村が権限移譲対象事務を処理することとするときは、当該処理することとする事務の範囲、当該市町村の名称及び当該市町村が処理を開始する期日を告示しなければならない。

(經由事務)

第十三条 知事の権限に属する事務のうち、市町村を經由して処理することが適当と認められ、市町村に移譲しようとするもの(以下「經由事務」という。)は、別表第八十五に掲げる事務とする。

2 知事は、經由事務を市町村が処理することについて、別表第八十五に定める市町村の長に協議しなければならない。

3 前条第二項から第四項までの規定は、經由事務について準用する。この場合において、同条第三項中「一のパッケージごと又は一の別表ごと」と

あるのは、「別表第八十五の各号ごとに」と読み替えるものとする。

(事務処理市町村に対する支援)

**第十四条** 県は、前二条の規定により権限移譲対象事務又は經由事務を処理する市町村(以下「事務処理市町村」という。)の要請により、必要と認められる場合は、専門的な知識を有する職員の派遣、研修の機会の提供その他の事務処理市町村の職員の育成に必要な支援を行うものとする。

2 県は、事務処理市町村に対し、前二条の規定により当該事務処理市町村が処理する事務(以下「権限移譲事務等」という。)の処理に要する経費について必要な財政的支援を行うものとする。

3 前二項に定めるもののほか、県は、事務処理市町村に対し、情報の提供、技術的助言その他の権限移譲事務等を処理するために必要な支援を行うものとする。

(知事が管理し及び執行する事務)

**第十五条** 権限移譲事務等で二以上の市町村の区域に係るものについては、第十二条又は第十三条の規定にかかわらず、知事が管理し、及び執行するものとする。

(規則への委任)

**第十六条** この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十七年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 事務処理市町村が権限移譲事務等の処理を開始する際当該権限移譲事務等に係るそれぞれの法令、条例若しくは規則(以下「法令等」という。)の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又は当該処理を開始する日前に法令等の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、同日以後においては当該事務処理市町村の長が管理し及び執行することとなる事務に係るものは、同日以後における法令等の適用については、当該事務処理市町村の長のした処分その他の行為又は当該事務処理市町村の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

3 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の秋田県の事務処理の特例に関する条例の規定により市町村が処理している事務については、この条例の規定により当該市町村が処理することとされたものとみなす。

(準備行為)

4 第十二条又は第十三条の規定による協議又は告示その他この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

る。

(風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部改正)

5 風致地区内における建築等の規制に関する条例(昭和四十五年秋田県条例第二十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「秋田県の事務処理の特例に関する条例(平成十一年秋田県条例第七十一号)」を「市町村への権限移譲の推進に関する条例(平成十六年秋田県条例第七十一号)」に改める。

別表第一(第四条関係)

権 限 移 譲 対 象 事 務	対 象 市 町 村
一 児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第二十条第一項の規定による育成医療の給付の決定 二 児童福祉法第五十六条第四項の規定による育成医療の給付に要する費用の支払命令 三 児童福祉法施行規則(昭和二十三年厚生省令第十一号)第七条第二項の規定による育成医療券の交付	市町村(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下「中核市」という。)を除く。)

別表第二(第四条関係)

権 限 移 譲 対 象 事 務	対 象 市 町 村
一 児童福祉法第二十一条の九第一項の規定による療育の給付の決定 二 児童福祉法施行規則第十条第二項の規定による療育券の交付	市町村(中核市を除く。)

別表第三(第四条関係)

権 限 移 譲 対 象 事 務	対 象 市 町 村
一 児童福祉法(以下この表において「法」という。)第二十一条の十第一項の規定による指定居宅支援事業者の指定 二 法第二十一条の二十の規定による指定居宅支援事業者の事業所の名称の変更等の届出の受理 三 法第二十一条の二十一第一項の規定による指定居宅支援事業者等からの報告の徴収等	市町村(中核市を除く。)



<p>別表第四(第四条関係)</p> <p>四 法第二十一条の二十二第二項の規定による指定居宅支援事業者の指定の取消し</p> <p>五 法第二十一条の二十三の規定による指定居宅支援事業者の指定等の公示</p> <p>六 法第三十四条の三の規定による児童居宅生活支援事業の開始等の届出の受理</p> <p>七 法第三十四条の四第一項の規定による児童居宅生活支援事業を行う者からの報告の徴収等(対象市町村が行う当該事業に係るものを除く。)</p> <p>八 法第三十四条の五の規定による児童居宅生活支援事業の停止命令等(対象市町村が行う当該事業に係るものを除く。)</p>	<p>対象市町村</p>
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------

<p>別表第五(第四条関係)</p> <p>一 母体保護法(昭和二十三年法律第五十六号)第十五条第一項の規定による受胎調節実地指導員の指定</p> <p>二 母体保護法第三十九条第二項の規定による受胎調節実地指導員の指定の取消し</p> <p>三 母体保護法施行令(昭和二十四年政令第十六号。以下この表において「政令」という。)第一条の規定による受胎調節実地指導員の指定等の交付</p> <p>四 政令第二条の規定による受胎調節実地指導員の名簿の作成</p> <p>五 政令第三条の規定による受胎調節実地指導員の指定証の訂正</p> <p>六 政令第四条第一項の規定による受胎調節実地指導員の住所変更の届出の通知</p> <p>七 政令第四条第二項の規定による受胎調節実地指導員の名簿の写しの送付</p> <p>八 政令第五条の規定による受胎調節実地指導員の指定証等の再交付</p> <p>九 母体保護法施行規則(昭和二十七年厚生省令第三十二号。以下この表において「省令」という。)第十三条第一項の規定による受胎調節実地指導員の住所変更の届出の受理及び同条第二項の規定による受胎調節実地指導員の名簿の抹消</p> <p>十 省令第十四条第三項の規定による受胎調節実地指導員の指定証等の返納の受理</p> <p>十一 省令第十五条第一項の規定による受胎調節実地指導員の指定の取消しの申請の受理</p> <p>十二 省令第十五条第二項の規定による受胎調節実地指導員の死亡等の届出の受理</p> <p>十三 省令第十五条第三項の規定による受胎調節実地指導員の標識の返納の受理</p> <p>十四 省令第十五条第四項の規定による受胎調節実地指導員の指定の取消し</p> <p>十五 省令第十五条第五項の規定による受胎調節実地指導員の名簿の抹消</p> <p>十六 省令第十五条第六項の規定による受胎調節実地指導員の指定証等の返納の受理</p>	<p>市町村</p>
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------

<p>身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十二条の三第一項の規定による身体障害者相談員の委託</p>	<p>市町村(中核市を)</p>
------------------------------------------------------------	------------------

権 限 移 譲 対 象 事 務

別表第五(第四条関係)

別表第四(第四条関係)



別表第六(第四条関係)

権 限 移 譲 対 象 事 務	対 象 市 町 村
一 身体障害者福祉法第十五条第一項、第四項及び第五項の規定による身体障害者手帳の交付等 二 身体障害者福祉法第十六条第一項の規定による身体障害者手帳の返還の受理及び同条第二項の規定による返還命令 三 身体障害者福祉法施行令(昭和二十五年政令第七十八号。以下この表において「令」という。)第五条第一項の規定による障害に該当しないことについての諮問及び同条第二項の規定による障害の認定の請求 四 令第六条第一項の規定による診査を受けるべき旨の通知及び同条第二項の規定による当該通知をした旨の通知(児童福祉法第十九条第一項の規定による診査に係るものに限る。) 五 令第九条第一項の規定による身体障害者手帳交付台帳の整備 六 令第九条第二項から第五項までの規定による身体障害者手帳の交付を受けた者の氏名の変更等の届出の受理等 七 令第九条第六項の規定による身体障害者手帳の交付を受けた者の居住地の移動の通知 八 令第九条第七項の規定による身体障害者手帳交付台帳の記載事項の消除 九 令第十条第一項及び第三項の規定による身体障害者手帳の再交付	市町村(中核市を除く。) 対象市町村

別表第七(第四条関係)

権 限 移 譲 対 象 事 務	対 象 市 町 村
一 身体障害者福祉法(以下この表において「法」という。)第十七条の四第一項の規定による指定居宅支援事業者の指定 二 法第十七条の二十の規定による指定居宅支援事業者の事業所の名称の変更等の届出の受理 三 法第十七条の二十一第一項の規定による指定居宅支援事業者等からの報告の徴収等 四 法第十七条の二十二第一項の規定による指定居宅支援事業者の指定の取消し 五 法第十七条の二十三の規定による指定居宅支援事業者の指定等の公示 六 法第二十六条の規定による身体障害者居宅生活支援事業の開始等の届出の受理 七 法第三十九条第一項の規定による身体障害者居宅生活支援事業を行う者からの報告の徴収等(対象市町村が行う当該事業に係るものを除く。) 八 法第四十条の規定による身体障害者居宅生活支援事業の停止命令等(対象市町村が行う当該事業に係るものを除く。) 除く。	市町村(中核市を除く。) 対象市町村

別表第八(第四条関係)

権 限 移 譲 対 象 事 務	対 象 市 町 村
<p>一 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号。以下この表において「法」という。）第十九条の四第二項の規定による精神保健指定医の職務の指定</p> <p>二 法第二十三条第一項の規定による精神保健指定医の診察等の申請の受理</p> <p>三 法第二十四条の規定による警察官からの通報の受理</p> <p>四 法第二十六条の二の規定による精神病院の管理者の届出の受理</p> <p>五 法第二十七条第一項の規定による調査等（法第二十三条、第二十四条及び第二十六条の二の規定による申請等があった者について行うものに限る。）</p> <p>六 法第二十七条第二項の規定による精神保健指定医の診察の依頼</p> <p>七 法第二十八条第一項の規定による診察の日時等の通知（法第二十三条、第二十四条及び第二十六条の二の規定による申請等があった者について行うものに限る。）</p> <p>八 法第二十九条の二第一項の規定による精神保健指定医の診察の依頼</p> <p>九 法第四十条の規定による仮退院の許可</p>	<p>地域保健法（昭和二十二年法律第一号）第五条第一項の規定に基づく政令で定める市（以下「保健所を設置する市」という。）</p>

別表第九（第四条関係）

権 限 移 譲 対 象 事 務	対 象 市 町 村
<p>一 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号。以下この表において「法」という。）第三十一条第一項の規定による社会福祉法人（その経営する社会福祉事業が第二種社会福祉事業のみである者（その経営する第二種社会福祉事業が保育所を営営する事業のみである者を除く。）に限る。以下この表において同じ。）の設立の認可</p> <p>二 法第四十三条第一項の規定による社会福祉法人の定款の変更の認可及び同条第三項の規定による定款の変更の届出の受理</p> <p>三 法第四十六条第二項の規定による社会福祉法人の解散の認可等及び同条第三項の規定による解散の届出の受理</p> <p>四 法第四十九条第二項の規定による社会福祉法人の合併の認可</p> <p>五 法第五十五条において準用する民法（明治二十九年法律第八十九号）第七十七条第二項の規定による解散した社会福祉法人の清算人の氏名等の届出の受理及び同法第八十三条の規定による清算の結了の届出の受理</p> <p>六 法第五十六条第一項の規定による社会福祉法人からの報告の徴収等</p> <p>七 法第五十六条第二項の規定による社会福祉法人に対する措置命令</p> <p>八 法第五十六条第三項の規定による社会福祉法人の業務の停止命令等及び同条第五項の規定による弁明の機会の付与等</p> <p>九 法第五十六条第四項の規定による社会福祉法人に対する解散命令</p> <p>十 法第五十七条の規定による社会福祉法人に対する公益事業等の停止命令</p> <p>十一 法第五十九条の規定による社会福祉法人の事業の概要等の届出の受理</p>	<p>市町村（中核市を除く。）</p>